

広島県告示第四百二十三号

次の上欄に掲げる者から、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があった。
なお、指定漁船に係る指定漁船調書は、次の下欄に掲げるとおり縦覧に供する。

平成二十年四月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

上		欄		下		欄			
発起人の住所及び氏名	尾道市因島土生町一番地一 宮地 良三 尾道市因島椋浦町五三四番地 住田 貢 尾道市因島土生町二八六番地三 箱崎 勝彦 尾道市因島土生町二八〇番地一 箱崎 繁伸	加入区	因島市	法第百十三条 第一項の申出 をする漁業協 同組合の名称	因島市漁業協同 組合	縦覧期間	平成二〇年 四月一四日 ～平成二〇 年四月二八 日	縦覧場所	因島市漁業協 同組合